

## <平成26年10月1日以降の同行援護従業者資格要件の取扱い>

【サービス提供責任者の資格要件】要件①かつ要件②、もしくは要件③

### 要件①

- 介護福祉士
- 介護職員基礎研修修了者
- 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上の介護等の業務従事者



### 要件②

- 同行援護従業者養成研修修了者  
(一般課程及び応用課程※)
- ★みなし期間  
要件①を満たしている場合は、平成26年9月30日まで研修修了者とみなす

### 要件③

厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修したもの又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術の養成を行う研修を修了した者

【従業者の資格要件】要件③または要件④または要件⑤

### 要件④

- 同行援護従業者養成研修修了者  
(一般課程)
- ★みなし期間  
居宅介護の従業者要件を満たしている場合は、平成26年9月30日まで研修修了者とみなす

### 要件⑤

- 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上従事した経験を有する者
- ※日数については180日以上

○同行援護従業者養成研修課程に相当するもの

一般課程



【愛知県内で行なわれた以下の研修】

- ①重度視覚障害者研修課程（平成12年度～15年度）
- ②視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成15年度～平成23年度）

一般課程  
応用課程



- ③社会福祉法人日本盲人会連合が実施した「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修」（平成20年度～平成23年度）

※応用課程を受講するには、一般課程もしくは上記の研修①②の受講修了が必須要件です。